

1 協議事項について

【山田副委員長】 本日は都合により委員長が欠席のため、副委員長により進行させていただく。本日の協議事項について、事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日の委員会では、前回、時間の都合で協議に入ることができなかった協議事項一覧表の番号74「【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する」と、番号70「会派ごとに（但し議員別）項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開」と、番号71「本会議場の有効活用（結婚式・発表会など）」と、番号75「議会による行政評価実現のための検討会発足（勉強会・研修会でも可）」と、番号76「全員協議会の開催（各種報告を速やかに行うこと）茅ヶ崎は月1回、藤沢市は常任協議会を実施」と、番号77「議員勉強会・研究会の開催（議員同士である案件を検討の開催（議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか）」と、番号78「常任委員会の活性化（閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など）」の7件を、本日の日程（1）から（7）として、また、番号79「資料のペーパーレス化（PDFなど）及びFAX連絡のメール化」と、番号80「代表者会・全員協議会の会議録インターネット公開」の2件を（8）、（9）としてご協議いただく。

（1）は、自民党・新政クラブから、（2）、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）、（9）は、明るいみらい大和から、（5）は、日本共産党からの提案である。

【山田副委員長】 本日は協議事項が9項目と非常に多い。基本的には次回4月19日（水）で全ての協議は終了するものと考えている。本日の進行について、時間内に協議が最後まで終了できるよう進行にご協力をお願いしたい。

（1）【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する

【山田副委員長】 （1）について意見等はあるか。

【小田委員】 提案会派として、本提案については取り下げたいと思っている。前回の本委員会で協議した、全会一致の見直しについて代表者会と議会運営委員会に送られたのかを確認したい。

【議事担当係長】 代表者会と議会運営委員会に送ることが決まっている。

【小田委員】 全会一致の見直しについて代表者会と議会運営委員会に送られることが確認できたので、本件については似たような議論にもなるので取り下げたい。全会一致の見直しを取り下げるものではないことは念のため申し述べておく。

【山田副委員長】 本件については、提案会派である自民党・新政クラブから取り下げの申し出があったが、それでよろしいか。

全 員 了 承

(2) 会派ごとに(但し議員別)項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開
【山田副委員長】 協議に入る前に提案会派である明るいまらい大和に確認したい。以前の本委員会の協議によって議会報編集委員会が広報委員会にかわり、市議会ホームページの所管は同委員会となった。本件については本委員会と広報委員会のどちらで協議したいのか。

【赤嶺委員】 市議会ホームページにかかわることなので、広報委員会で協議をしてほしい。

【山田副委員長】 本件については、広報委員会で協議することとしたいがよろしいか。

全 員 了 承

(3) 本会議場の有効活用(結婚式・発表会など)

【山田副委員長】 本件は庁舎設備にかかわることであるので、協議に入る前に事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 議場は庁舎の一部であり行政財産である。地方自治法第238条の4第7項に行政財産の管理及び処分という定めで、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」となっている。議場の用途、目的は、議会を開催することである。定例会については予定が立つが、急遽開催される臨時会は日程が正式に決まるのは直前であり、早くても1カ月前である。例えば、結婚式で数カ月前から議場を予約していた中で1カ月前に臨時会で使用するため明け渡しを求めることができるかどうかということになる。規約等でそのような場合を想定した定めをつくることとなるが、実際にそのようになった場合に許容されるのか、難航することも考えられる。最悪の場合、明け渡されず、臨時会の開催ができない事態も起こり得る。それは先に挙げた地方自治法に抵触することにもなりかねない。本件について合意することで直ちに法に抵触するわけではないが、合意され実施するとなると本市議会が今まで負っていなかったリスクを背負うこととなる。そのような事態まで考慮して協議を進めていただきたい。

【石田委員】 虹の会は本件について、基本的には賛成である。突然臨時会が決まった際でも日程の切りかえが容易な会合等で場所を貸してはどうか。

【山崎委員】 過去に議場を本会議以外で使用したことはあるのか。

【事務局次長】 周年事業として、教育委員会と共催した子ども議会がある。ただし、この行事については半分は主催者的な立場にもあった。もう一つ、フィルムコミッションでの撮影が行われた。これも本市をPRするという行政目的の一環であり、議会としての使用ではないが行政目的であるために許可をしたものである。行政目的外で使用したという前例はないと思われる。

【山崎委員】 現在でも例に挙げた使用は規定されていると考えてよいか。

【事務局次長】 規定というより公共の施設であり、議会の用途に専用使用

させてもらっているものである。フィルム Kommission は議会の日程に影響がない範囲での使用が代表者会で了承されており、子ども議会は共同開催なので議会も主体となっている。いずれも行政目的によるものである。

【赤嶺委員】 議場は市議会が使用する以外、使用されていないと思うが、年間どの程度、議会が利用しているのか。

【議事担当係長】 年に定例会が4回あり、1定例会5日なので年間20日間と5月に開催される臨時会が1日で計21日である。それ以外では広域大和斎場組合議会が年3日間で24日となる。それ以外に市内の小学生の見学で利用することがある。

【赤嶺委員】 年間で使用している日数は30日にも満たない。これだけ広い施設を利用していないならば、市民の財産と考えれば有効活用を図ることは当然のことではないのか。先ほどの事務局の説明ではデメリットの部分に触れていたが、メリットとしては、市の広報やアピールとして議会から働きかけることができるとも考えられる。提案で結婚式や発表会と記載したのはあくまでも例であり、一日数時間でも貸し出すことは市民の利益にもなるのではないか。議場への装飾や大規模な備品を持ち込んで大がかりなことを行うことはそぐわないと思う。まずは議場の利用ができることを市民に知らせて、議場で可能な用途の範囲内で使ってもらうことは構わないのではないか。臨時会開催の可能性があるので、その理解を得た上で利用してもらうのが基本である。

【山崎委員】 議場の形態を見ると、机や椅子が固定されており移動させることができない。例えば新潟県長岡市の議場は椅子などを移動させることで広い空間ができ、他の用途に活用もできるが、本市の現状で何に使えるのか具体的な案が思い浮かばない。神奈川ネットワーク運動は提案に反対というわけではないが、貸し出すことが現実的かどうかには疑問がある。

【山田副委員長】 長岡市の議場は市民が利用するといったコンセプトで建設されているので、一般の議場と考え方は異なるものだと思う。

【小田委員】 自民党・新政クラブは反対である。子供の議場見学などで議会をオープンにし、積極的に受け入れていくのはよいと思うが、発表会などの用途については、事務局の説明にもあったとおり、臨時会の開催が危ぶまれることを懸念する。議場は本来の用途で利用するのが望ましい。

【赤嶺委員】 フィルム Kommission はよいのか。

【小田委員】 前回のフィルム Kommission は土曜日か日曜日を利用して。通常、議会を平日以外に開催することはないと思うので、それは可能だと思う。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和の提案は、議場の有効活用である。フィルム Kommission もまさにその一例である。現在はその有効活用のための規定がない。活用ができるようになれば、また変わってくると思うので、検討していただきたい。

【事務局次長】 フィルム Kommission については、本市のPRという一種

の行政目的を有している。行政財産を使う目的にも合致している。例に挙げられている結婚式や発表会などは民間企業でも行っているものであり、行政財産の目的外使用ということになる。

【赤嶺委員】 目的を規定に定め、その規定に沿って使われれば、目的を達成したことになる。議場を提供することで市民に有効活用していただけるのであれば、目的は考えればよいだけの話である。今は議会として規定がないから貸し出すことができないのであって、規定をつくれれば、目的に沿った形で利用していただくことは可能ではないか。

【事務局次長】 行政目的が含まれているかどうかを説明したものである。例として記載された結婚式や発表会は行政目的が含まれていないのではないかとということである。

【石田委員】 議場を何らかの用途で市民に貸し出すことによって、市民が議会を身近に感じ、投票率の向上などにもつながっていくのではないか。それは行政や議会の利益になることだと思う。フィルムコミッションも本市にとって利益になると考えて行っているのであれば同じではないか。

【高久委員】 結婚式や発表会を行いたいという具体的な市民からの声があれば、それについてどうすべきか協議する必要はあると思う。提案については理解するが、市民の中にそのような要望があるのかということには疑問を感じる。

【赤嶺委員】 そもそも現状は使うことができないと思われている。だから市民からの意見もないのではないか。

【山田副委員長】 議場は議員が市の施策を決定する神聖な場であると思っている。議員バッジを着けていなければ入ることができないところであり、市民は議場を結婚式や発表会をするのにふさわしい場であるとは思っていないと考える。行政目的で使用されることで本市のPRになったり、本市議会のアピールになったりと、行政目的になるものであればよいと思う。それ以外の用途で使われるのはいかがなものか。

【赤嶺委員】 年間30日も利用されていない実態がある。空いているときは市民に利用してもらうことを考えるべきではないか。

【小田委員】 本市の議場は座席数も少なく、需要が少ない中で、積極的に広報し、事務作業がふえることは事務局の負担になるのではないか。

【石田委員】 利用方法は問わない。利用できない現状を利用できる状態にし、利用の希望があるごとに代表者会で協議して許可してもよいのではないか。難しいものについては許可しないということもできる。年間30日も利用されてない実態を市民が知れば、残念に思うのではないか。

【議事担当係長】 地方自治法第237条の2に「第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けはならない。」とあり、定めるのであれば、条例か議決で行うということに

なる。

【事務局次長】 市役所内の会議室についても、市民の希望で貸し出されることはなく、行政目的で使用するものである。議会が主体となってPR活動をする等は、公共の目的で使用されるため合致している。発表会や結婚式は専門の民間企業があったり、生涯学習センターのような場が提供されており、料金設定もある。そうした点から、両者は大きく分けられるものと言わざるを得ない。

【青木委員】 議会開催中以外は、議場は空いていると解釈してよいのか、それともあえて空けているという扱いなのか。

【事務局次長】 空いているのではなく、空けていると捉えている。

【青木委員】 自民党・新政クラブとしては、目的外使用については賛同できない。ただし、行政目的であれば、代表者会で決定し使用することはよいと思う。

【山田副委員長】 本件は全会一致には至らなかったのが現状のとおりとすることでしょうか。

全 員 了 承

(4) 議会による行政評価実現のための検討会発足(勉強会・研修会でも可)

【山田副委員長】 本件は議会基本条例で定められていたと思うが、改めて事務局に確認したい。

【議事担当係長】 本委員会への新たな提案について、例として現在実施に向けて調整を行っている大学との連携と対比させ、説明したい。大学との連携については、議会として従前定めがなく、本委員会での協議の結果、大学との連携を進めることを新たに合意した。これを根拠に必要と思う会派が代表者会で提案し、動き出したものである。一方、本件については、既に議会基本条例第11条に「議会は、議会として行政評価を行うことができる。」と定められている。現在でも既に必要と思う会派が代表者会で提案できる状態にあると言える。

【赤嶺委員】 事務局の説明について本委員会で合意できればそれでよい。

【山田副委員長】 事務局の説明は、現状でも必要と思う会派が代表者会で提案できる状態だということである。

【赤嶺委員】 大学との連携については本委員会で合意を得ている。本委員会で合意を得た上で必要と思う会派が代表者会で提案するのがよいのではないか。事務局の説明は、検討会を発足する方法の一つということであると思う。

【議事担当係長】 赤嶺委員の御意見は、議会基本条例第11条を踏まえ、必要と思う会派が代表者会で提案することについて本委員会での合意を得たいというものであると思う。

【山田副委員長】 行政評価実現のための検討会発足について、必要性を感

じる会派が具体的な内容を作成し、代表者会へ提案することを合意事項としたいがどうか。

全 員 了 承

(5) 全員協議会の開催(各種報告を速やかに行うこと) 茅ヶ崎は月1回、藤沢市は常任協議会を実施

【山田副委員長】 (5)について協議に入る前に、事務局から他市の状況等を説明してほしい。

【議事担当係長】 周辺9市に調査をした結果、位置付け、内容は各市で異なっているが、全員協議会という名称の組織はいずれも設置されていた。実施頻度について、毎月必ず行うと定めているのは綾瀬市のみ、それに近い形で定めている市が2市あった。提案に記載されている茅ヶ崎市は毎月実施予定だが、案件がなければ実施しないとのことであった。また、藤沢市は、何度も確認したが、常任協議会という名称の組織はないとのことであった。

【高久委員】 藤沢市は常任協議会という組織はないとのことであるが、市側から議会側に頻繁に報告があると聞いており、必要な情報を議員に提供する場が欲しいという提案である。

【山田副委員長】 本市における全員協議会の活用方法を伺う。

【事務局次長】 市が市民への公表に先立って議会への情報提供を行っている。近年では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」などを開催した。開催については、議長が代表者会に諮って実施している。

【山田副委員長】 必要と思う会派が議長に提案し、代表者会に諮って決定すれば、全員協議会を開催できる現状であるが、どうか。

【山崎委員】 綾瀬市は毎月必ず行うとのことであるが、内容は把握しているか。

【事務局次長】 議員報酬の支払い日に実施していることは確認している。

【議事担当係長】 非公開で実施している部分もあり、内容の詳細は聞いていない。

【石田委員】 全員協議会での情報提供の頻度を上げてほしい。

【小田委員】 市側から積極的に開催してほしいということか。

【石田委員】 議会からも要望したい。

【山田副委員長】 現状でも必要に応じて開催できる状況であると思うが、現状に加えて求めるものがあるということか。

【山崎委員】 「まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」は議会からの提案か、市側からの申し出か。

【事務局次長】 市側からの申し出である。昨年実施した「平成28年熊本地震 宇土市支援活動報告について」は議員からの提案により開催したものである。両者から提案することが可能である。

【小田委員】 定例的に行うことについては、そこまで案件があるのかということもあり、賛同できない。厚木基地の空母艦載機の移駐の件など市民にとって重要な案件等については、積極的に行ってほしいという思いはある。

【山田副委員長】 それは議員から提案することが可能であり、各会派で積極的に議長に提案すればよい。

【赤嶺委員】 全員協議会の開催については賛成であるが、以前本委員会で協議した議員登庁日について合意を得ることができなかった現状から考えると、定期的な開催は難しいと思う。

【山田副委員長】 本件は全会一致には至らなかったのが現状のとおりとすることでどうか。

全 員 了 承

(6) 議員勉強会・研究会の開催（議員同士である案件を検討の開催（議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか））

【山田副委員長】 (6)について現在の状況を事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 任意で議員が集まって行うことは現在でも可能である。例えば、今年度の文教市民経済常任委員会で、委員会視察後に委員が集まって協議していたようで、委員長自ら、各委員と日程や場所を調整して実施されていたという事例がある。

【山田副委員長】 その他にも、意見交換会の前なども議員が任意で集まって実施している実態もある。

【赤嶺委員】 補足説明は提案時のものであり、議員登庁日は合意されなかった。現在でも勉強会等は任意で開催されており、その方法でよいため、本件は取り下げたい。

【山田副委員長】 本件については、提案会派である明るいみらい大和から取り下げの申し出があったが、それによろしいか。

全 員 了 承

(7) 常任委員会の活性化（閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など）

【山田副委員長】 (7)について事務局に現状を確認したい。

【議事担当係長】 提案の括弧内に意見交換会と記載されているので報告したい。現在既に常任委員会の活性化の取り組みの1つとして意見交換会に取り組まれている状況である。4常任委員会それぞれが年に1回は意見交換会を開催することが代表者会で合意されているが、各委員長は相手先との調整等に苦勞されており、毎年必ず4常任委員会が意見交換会を開催できている状況ではない。また、記録係の議員は、会議録の作成にかなり時間がかかり、苦勞され、負担感を感じているようである。現状でも既にこのような中で、さ

らにどの程度まで取り組みを広げ、また各議員がどこまで対応できるかについては、議員それぞれに考えがあるかと思う。このような現状も協議の参考にさせていただきたい。

【山田副委員長】 閉会中の調査について、現状ではできないのか。

【議事担当係長】 本市議会では、閉会中の委員会調査は10月の各常任委員会の宿泊を伴う行政視察に充てている。この視察に関して、一部の議員からは視察先の希望を出していただいているが、基本的には事務局で補助をしている状況である。内容、視察先等の選定について、議員各位に主体的に取り組んでいただき、より充実させることも可能であると思う。

【石田委員】 委員会視察については委員長や議長が決定しているのではないのか。

【事務局次長】 委員会として視察先を決定して、議長が委員の派遣を決定している。候補を出したり、案を考えたりといった補助の部分を事務局が行っているということである。主体はもちろん委員であり、派遣決定をするのが議長である。

【佐藤（正）委員外議員】 以前給食の異物混入問題が発生した際、文教市民経済常任委員会が給食調理場の見学に行ったが、それは閉会中の委員会調査に該当するのか。

【事務局次長】 委員会調査には該当しない。任意の行動である。

【赤嶺委員】 委員会は開会中でなければ委員会としての行動がとれない。任意で集まって行動することしかできない。こうした環境はよくないと思う。閉会中であっても所管事項について調査ができるようにしたい。また、委員会として市に提案をすることが必要ではないかと思う。これまで所属した委員会でもそうした意見が多々あったが、公式には協議等ができず、市への提案も一般質問等により行ってきた。こうした状況を少しずつ改善すべきである。

【山崎委員】 任意であっても内容が伴っていればよいと考える。現在でも任意で集まることができる状況であえて決定する意義はあるのか。

【赤嶺委員】 委員会名で動くことができない。提案が、委員会としての結論や委員会としてまとめたものではなくなってしまう。現状は委員会の活動を広く認める環境にないと思う。

【山崎委員】 委員会として行うことで発言等の効力が強まるということか。

【赤嶺委員】 委員長をリーダーとして意見をまとめたり、調査事項を予算・決算の審査に生かしたり、意見を取りまとめて要望を行うなど委員会だからこそできることがある。現状で行える提案は、委員会名として提案するより効果が低いと思う。委員長が招集する委員会であれば委員は出席しなければならないが、任意であれば、出席も任意になってしまう。そうした問題点が現状ではあると捉えている。

【山崎委員】 委員会での決定であれば、議員それぞれの意見よりも効力が高まるのか。

【事務局次長】 御発言の内容は提案の括弧内の2番目、委員会としての市への要望・提案等の提出についてであると思うが、基本的に付託された案件について、本会議で意思決定するための詳細な審査を行うのが委員会である。委員会ごとに個々に要望や提案が出された場合、議会の総意として捉えてよいかという点で、受け止める側に迷いが生じると思う。委員会は本会議の下審査機関であり、議長とのかかわりという点でも考えなければならないと思う。

【小田委員】 今年度の文教市民経済常任委員会に関連して、委員長が文教市民経済常任委員会の総意と述べた上で一般質問を行った例があるが、その扱いはどうなるのか。

【事務局次長】 中村議員が一般質問の中で、文教市民経済常任委員会の委員で話し合った共通の見解であると表明された。市側は文教市民経済常任委員会の委員も同じ意見であり、代表して委員長が一般質問を行っているを受け止めていると思う。ただし、それは一般質問であり、中村議員の発言、意見要望、提案として取り扱われるものである。

【石田委員】 常任委員会のまとまった意見でも、最終的に一般質問という形にしかできない。議会で決まったことにはある程度の効力がある。ここに差があると思う。

【事務局次長】 議決権限での条例が可決された場合に執行せざるを得ないということと、その議案の下審査として詳細な審査をしている委員会の機能を混ぜて話されていると思うがいかがか。

【石田委員】 そうではない。常任委員会の権限をしっかりと持たせることを考えなければ、課題解決にならないと思う。

【小田委員】 議会のあり方として、本来は会派制であり、会派で意見をまとめ、会派で代表質問などを行う方法がスタンダードである。委員会で意見をまとめることは悪いことではないが、会派での提案と委員会での提案に齟齬がある場合、受け手側がどう判断するのか、複雑な様相を呈すると思うので、委員会で結論を出して提出していくと決定することは難しいのではないかと。任意で行うという方法が限界であると思う。

【赤嶺委員】 その限界を変えたい。どのように提案するかもしっかりと決定しなければならないが、現状では委員会で要望を作成し、委員長が代表者会に提案し、代表者会で確認した上でないと、議会が委員会の意見として市に提案することもできない。議案になっていないため、議場で議論することもできない。さまざまな状況により任意でしかできない環境があり、それを変えるべきだと思う。過去に厚生常任委員会の委員長で初めての意見交換会の座長をしたが、相手側から近隣市の先進事例を見てきてほしいという意見をもらった。委員会として意見交換会をしているにもかかわらず、委員会として視察ができない。任意でメンバーを募って視察に行った。任意であるため、報告書の提出義務もなく、視察後の協議も、意見交換会についての所見をまとめるにとどまった。また、視察に行き、よい取り組みなので委員会で提案

できないかと委員から話があったが、それができないという判断に至り一般質問で提案をするなどで求めてほしいと伝えた。こうした環境を中村議員も御存じで、一般質問で委員会の総意として質問したことは理解でき、その方法が現状では一番望ましいと判断されたのだと思う。しかし、この状況を続けてよいわけではなく、委員会は各会派の代表が集まって審査をしており、もう少し権限が付与されてよいと思う。

【山崎委員】 委員会は全会派が所属しているわけではなく、全く異なる意見がある可能性があるが、その委員会の会派に属している委員のみが肯定した際に、その意見が突き進んでしまう恐れがあると思う。

【赤嶺委員】 それは会派も同じである。

【山崎委員】 それは違う。

【小田委員】 会派は基本的に考え方が同じ議員で構成するもので、委員会では各委員の考え方、立場が違う。会派と委員会は別のものである。

【山田副委員長】 常任委員会の活性化について、閉会中の調査を行うにはどうすればよいか、事務局に確認したい。

【事務局次長】 3月定例会の本会議最終日に各常任委員会の視察については議決されている。それと同様に本会議で議決をし、閉会中もこの件について活動するという決定を得なければ閉会中の活動ができない。

【山田副委員長】 誰が提出し、それは項目ごとに毎回行うのか。

【事務局次長】 毎回詳細に、常任委員長名で議長に提出し、本会議で議決をすることになる。

【山田副委員長】 現状はそうでなければならないということか。本提案は閉会中にも常時活動ができるようになるにはどうしたらよいかということであると思う。

【事務局次長】 議決により、継続審査案件として、いくつか審査する案件を提出しておく必要がある。議会運営委員会は現状、閉会中でも活動ができるが、それは初議会の臨時会で議会運営委員会を設置するにあたり、閉会中も常時協議、研究が可能であるという議決をしている。

【石田委員】 閉会中の調査ができて、委員会からの要望ができないのであれば、限られた案件を調査するだけでは、なかなか活性化しない。

【小田委員】 議決が必要であることの根拠は地方自治法か。

【事務局次長】 議決が必要であることの根拠については、地方自治法第109条第8項「委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。」である。代表的な例として、請願、陳情を継続審査にすることがある。議題として閉会中も継続する議決をして、本市でも行ったことがある。近年は請願、陳情について定例会中に結論を出すことが多くなっており、事例はない。

【小田委員】 本市で問題等が発生し、視察や調査を行う場合、任意で行うしかないのか。

【事務局次長】 開会中の議案に関する案件であれば視察が可能であると思

う。例えば環境建設常任委員会であれば今でも毎年1回道路議案の現地視察に行っている。ただし、本市では、例えば文教市民経済常任委員会の所管である電子黒板の導入について、現物を見なければ予算審議ができないという声があった際、委員のみでなく、全議員で見る必要があるということで、希望者全員で視察を行った実績がある。また、平成21年度に厚木基地の現況を確認すべきであるとの声があり、その際も基地対策特別委員会の委員のみでなく、全議員で視察を行った。文化創造拠点シリウスについても、建設中に全議員で視察を行っている。

【小田委員】 議長が提案したのか。

【事務局次長】 全体の動きであり、代表者会の中で委員会単位でなく全議員でという発議があり、議長が判断して実行したという流れであったと思う。

【石田委員】 臨時的なことの調査は任意となるのか。

【事務局次長】 給食の異物混入問題が発生した際のような場合でも、現状では任意で集まっていたら、現地を視察する形をとっている。

【小田委員】 その件については、法律での規定であるので、議決しなければ正式に調査できないという理解でよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。現在、閉会中の調査は視察のみに限られている。例えば報告書の作成は常任委員長に任されているが、かなりの費用をかけて視察を行っており、本来は委員の所見等をまとめることなどができる。代表者会に提案をしたこともあるが、賛成・反対、よかった・悪かったという意見が混在したものを公開できないということで、その話がなくなったという経過がある。先の議事担当係長からの説明は、現在行っている視察について事務局が補助をしている部分があるが、まずはその現行で行うことができる視察の中で、対象事業や相手先の選定、事後の検討などについてすべき点があるのではないかと趣旨を含めたものである。一足飛びに協議が進んでいるが、まずは現行でできることを充実させ、様子を見てからの検討でよいのではないかと考えている。

【赤嶺委員】 それはどういうことを指すのか。

【事務局次長】 現在閉会中の調査として、委員会視察が該当している。委員会として行っている視察であるので、その調査報告書やその後の検証を充実させ、完結した形にされてから次のステップに移るという考え方もあるのではないか。

【赤嶺委員】 事務局の意見はもったもであるが、明るいみらい大和の提案は本件についてできるようにしたいということである。事務局の言う課題は別の問題としてあるが、本件についてもぜひ前に進めてほしい。

【石田委員】 常任委員会が閉会中も調査できる状況にすることは前進だと思う。

【山田副委員長】 協議の中で、具体的なことが見えてこない。ここで結論を出すのは難しいと思うので、議員各自が会派の中での視察や議会運営委員会での調査を行い、本件について研究してはどうか。

【石田委員】 本件は合意できないのか。

【小田委員】 提案の常任委員会の活性化についてはどの議員も反対するものではないが、括弧内の個別具体的な、閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会などについては、現在の協議の中では全会一致していないと思う。

【石田委員】 常任委員会が閉会中でも調査できる状況にすることについて抵抗がある人がいるのか。

【山田副委員長】 市への要望・提案については、山崎委員から一つの委員会に全会派からの委員が出ているわけではないということで反対意見があった。

【石田委員】 市への要望・提案ではなく、調査についてである。常任委員会が閉会中でも調査できることについてはどうか。

【山崎委員】 事務局から、委員会単位でなく議員全員で調査ができると説明があった。現状のほうがよいと思う。

【赤嶺委員】 全議員で行ってもよいが、委員会で行ってもよいのではないかとということである。また、市に委員会として提案する際は代表者会で合意を得るなど、議会として合意してから市に提案することもできると思う。所管している委員が課題意識を持ち、市にそれを行ってもらうことは重要だと思う。閉会中に大きな事故や問題が起きた場合、閉会中だから何もできないと言われて納得できる市民はいないと思う。時と場合、状況にもよると思うが、任意でしか活動できない現状は改善すべきであると思う。閉会中の調査や市への要望・提案等の提出はできるようにすべきだと思う。

【青木委員】 地方自治法第 109 条第 8 項について、再度説明願う。

【事務局次長】 条文は「委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。」である。特定の事件を議決する必要があるということである。

【赤嶺委員】 具体的な手続きについては、本委員会で合意を得てから着手することであると思う。他市で行っている事例もあり、法的な問題はないと思う。

【山田副委員長】 その手続きにはどのようなものがあるのか。

【事務局次長】 本市ではこれまでに例がないため、特定の事件の立案方法等については調査が必要であると思う。

【高久委員】 議会として必要性を認めればできることを委員会として行いたいということだと思うが、議会として行うことと委員会として行うことの違いは何か。先ほど赤嶺委員が説明された閉会中に大きな事故や問題が起きた場合、議会として何もできないわけではない。議会としての活動はできるのではないか。

【小田委員】 調査については、事務局の説明のとおり委員会で任意で集まって調査をしている現状があり、他の議会でも任意で行っているのではないか。

【赤嶺委員】 現状でこうした課題があるので、改善の努力が必要である。進

めることに合意が得られれば調査をし、どのような手続きが望ましいかも含めて調査し、再度提案したい。

【山崎委員】 常任委員会の活性化ということには異論はないが、本委員会で合意してから調査するというのはおかしいのではないか。他市のよい事例などを示してもらえれば納得できるが、現在は本件についてよく理解できていない状況であり、その状況では賛成できない。合意してからの調査はおかしいと思う。

【赤嶺委員】 大学法学部との連携や予算・決算（常任）委員会についてなど、これまでも大卒で合意し、詳細はその後提案をするという例があったと思う。常任委員会の活性化について、本件は何カ月も前に協議することがわかっており、内容は第16回の本委員会や本日説明している。ただし、手続きについては大卒が決定しなければ調査できないということである。

【山田副委員長】 常任委員会の活性化には反対するものではなく、意見交換会も充実させるべきだと思っている。ただし、閉会中の調査については地方自治法第109条第8項で特定の事件について議決が必要であるということであり、その方法しかない。そこで、他市で手続きを踏んで実施している事例があれば、そこから考えることができると思い、議員各自が会派の中での視察や議会運営委員会での調査を行い、本件について研究することを提案した。常任委員会を活性させるというだけの合意では意味がない。

【赤嶺委員】 本件は閉会中の調査や市への要望・提案等の提出による常任委員会の活性化であると思っていただいてよい。これらができることが活性化であると思う。

【小田委員】 現状でも任意ではできる。

【赤嶺委員】 委員会としてはできない。

【小田委員】 本市議会では法律に規定されている以上のことはできない。

【山田副委員長】 そこで、本件について他市の視察等を行い、研究し、よい例があれば提案してはどうかと述べた。

【赤嶺委員】 それでよい。そういった合意ができれば改めて提案する。

【山田副委員長】 本委員会には再度提案することはできない。

【赤嶺委員】 提案先はどこになるのか。

【議事担当係長】 まず、本件について合意できるのかを確認していただく必要があると思う。合意しなかった場合の改めての提案先とのことだが、本委員会は既に残りわずかの状況でもあり、例としては、代表者会等への提案が想定される。

【山田副委員長】 本件に反対の会派がある。本件は全会一致には至らなかったもので現状のとおりとすることでどうか。

全 員 了 承

【赤嶺委員】 本件を改めて提案することはできないのか。

【山田副委員長】 本委員会への提案はできない。

(8) 資料のペーパーレス化（PDFなど）及びFAX連絡のメール化

【山田副委員長】 (8) について事務局に現状の説明を求める。

【議事担当係長】 資料のペーパーレス化（PDFなど）については、前回の本委員会で、提案会派である明るいみらい大和に小田委員が質問されていた。タブレットに関しては、平成28年3月に協議をしたが合意しなかった現状がある。FAX連絡のメール化については、現在既に希望する議員についてはメール化を行っている。また、メールでなくFAX連絡を望む議員が現在8名いる状況もあり、調整が必要ではないか。

【山田副委員長】 タブレットに関して合意されていない現状で、資料のペーパーレス化とは何を想定しているのか。

【赤嶺委員】 その回答の前に確認したい。議員に紙媒体で配付される資料はすべてがデータ化されているのか。事務局と市側から紙で配付される資料をデータでもらうことは可能か。

【議事担当係長】 資料にはさまざまな種類があり、可能なものもあるが、例えば冊子で配付しているものは難しいものもあると思う。

【赤嶺委員】 会議録は現状、会派に一冊になっていると思う。

【事務局次長】 希望する議員には配付をしている。ペーパーレスの観点から、会議録検索システムで対応できる議員などには希望がなければ配付していない。

【赤嶺委員】 私も会議録は紙媒体ではもらっていない。ただし、PDFでは欲しいと思っている。市議会ホームページからダウンロードし、自分で保管できる環境があればよいが、紙媒体の資料が減る中で、データもないと資料として心もとないところもあり、紙媒体をデータ化していく流れもある。紙よりもデータをよく活用している議員もいると思う。紙媒体のメリットもあるが、データ化されたものの方が保管もしやすい。ただし、事務局から説明があったとおり、提案から月日がたっており、FAX連絡のメール化など、実現したものもある。そうした中で、まだまだ紙媒体の資料があり、データ化すればより使用しやすいと思う。

【山田副委員長】 事務局からの配付資料の中に、データで配付できないものはあるか。

【事務局次長】 コピー機にPDF化の機能があるため、可能ではあるが、紙をPDF化する作業がある。赤嶺議員の提案は既にデータ化されているものを手元に置きたいという趣旨であると思うが、外部からの資料もあり、PDF化する工程がふえることになる。

【山田副委員長】 事務量がふえるということか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 費用もかかるということでしょうか。

【事務局次長】 事務局の作業は全て人件費に直結しているため、そのよう

に考えていただいでよい。

【山崎委員】 例えば現在行われている一般質問の議事日程の紙の配付は必要なのか疑問を感じている。なくすことはできるか。

【事務局次長】 議事日程のないところに会議はないと言われており、基本的には必要であると思う。その点については研究をさせていただきたい。

【山崎委員】 ペーパーレス化はよいことであり反対するものではないが、議案書や予算書をデータで配付されると困る。一概に全てペーパーレス化するのはいかがなものかと思う。

【石田委員】 資料のペーパーレス化もFAX連絡のメール化も、どちらかにするというのは課題が多く難しいと思うが、PDF化されたデータを整理して保管するのは重要なことだと思う。事務量について説明があったが、定例会中の資料をすぐにダウンロードできるようにするのは難しいと思う。定例会後、落ち着いたときに作業してもらうことは可能だと思う。

【事務局次長】 以前から市議会ホームページに、付議事件として予算書や議案書や議員提出議案を公開しており、既に市民も含めて閲覧できる状態になっている。本市の市議会ホームページの情報量は他市に比べてかなり多い。市議会ホームページをごらんいただければ、発言の趣旨に応えることができると思う。

【赤嶺委員】 会議録はデータで作成していると思う。そのデータをPDF化してもらえばよいと思う。

【事務局次長】 市議会ホームページに会議録検索システムがあり、予算を投じて公開している。本会議は昭和62年から閲覧可能であり、スマートフォン、タブレットにも対応できるように改善も行った。活用してほしい。

【赤嶺委員】 その点は理解しており、閲覧に関しては便利で、議員に限らず誰でも検索可能であるよいものだと思い評価している。ただし、検索システムはPDFデータではない。今まで冊子化されたものをもらっていたのを断っている現状であるが、PDFデータならば欲しい。

【小田委員】 そもそも本項目は議会改革と言えるのか。全てタブレット化するなら改革になると思うが、業務改善の一つにすぎないのではないか。この項目が本委員会でも協議することにそぐうのかに疑問がある。議員が個別に交渉すればよいことではないか。

【赤嶺委員】 紙媒体のものをデータ化することは多くの自治体や議会の流れであり、そうした観点から紙資料の削減が必要である。削減のためには他の媒体に変更する必要があるため、一例としてPDF化を挙げた。そもそもペーパーレス化や連絡手段の改善はこれまでも議会改革をする組織で協議されてきた。

【小田委員】 ペーパーレス化については大きな流れだというのはわかるが、FAX連絡のメール化は議会改革ではなく、個別に行うべきことだと思う。

【山田副委員長】 FAX連絡のメール化は、FAXを希望する議員もおおり、調整しなければ実現できない。

【赤嶺委員】 F A X連絡のメール化は既に実施されており、取り下げる。

【山田副委員長】 本件については、提案会派である明るいみらい大和から取り下げの申し出があったが、それでよろしいか。

全 員 了 承

【山田副委員長】 資料のペーパーレス化をPDF化することで行うとのことであるが、事務局から説明があったとおり、そのことで事務量がふえる。その点についてはどうか。

【石田委員】 現在の論点はそこではないと思う。既にPDFデータがあり、閲覧ができるからよいというのが事務局の意見だと思う。

【山田副委員長】 そうであったらどうか。

【石田委員】 私はそう捉えている。ただし、閲覧できればよいということではない。会議録検索システムは検索しなければならない。そうでなく、PDFデータを自分で整理したい。

【山田副委員長】 事務局に確認するが、PDFデータは既にあるのか。

【事務局次長】 会議録検索システムは専用のソフトであり、用語による検索や議員の特定など多様な検索ができる。また、本文をコピーしてワードに張り付けることもできる。

【議事担当係長】 本会議録についてはPDFではなく、ワードで作成し、冊子化している。

【赤嶺委員】 ワードはすぐにPDF化できるのではないか。ペーパーレスを進める中で、ペーパーレス化したから資料がもらえない状況はよくない。もちろん紙が必要な方もいると思うが、いらぬ方もいると思う。

【山崎委員】 本会議の議場配付資料をデータで欲しいということか。

【赤嶺委員】 議場配付資料は紙媒体でなければならないと思う。

【山崎委員】 具体的にどのようなものがデータで欲しいのか。

【赤嶺委員】 本会議の会議録などである。

【山田副委員長】 赤嶺委員の求めている資料は現状でも市議会ホームページで閲覧可能なものであるが、さらに各議員にデータでも配付してほしいということか。

【赤嶺委員】 データをダウンロードして保管するのであれば、項目ごとに全てワードに張り付けるような加工をしなければならない。しかし、そもそもデータのことを紙にしているはずであり、そのデータをPDFにしてもいい、保管すればそれでよい。

【小田委員】 それこそ各議員が個別に交渉すればよいことであり、本委員会では協議すべきことではない。

【赤嶺委員】 そうしたことを進めていけばペーパーレス化につながるのではないか。

【山田副委員長】 現状でも市議会ホームページで閲覧できるものはそのデ

ータを使えばよいのであり、それはペーパーレス化でないので、本委員会での協議にそぐわないのではないか。

【鳥淵委員】 PDFで保管するならば、各議員が個別に作成すればよい。現状あるデータを提供してほしいということであると思うが、事務局は既に使用しやすいようにシステムを用意している。PDFを求める目的は何か。保管する目的であれば、各議員で行えばよい。

【山田副委員長】 紙媒体しかないものをデータ化し、紙媒体をなくすことや、タブレットなどで予算書や決算書を印刷しなくてもよいようにするのであればペーパーレス化と言える。しかし、提案の内容は現在でも既に市議会ホームページにデータで公開されており、また、紙媒体が必要な方には配付もしているという状況であるのに、さらにPDFを求めるというのは、ペーパーレス化とは言えない。本委員会で協議をするよりも、個人的に要望してほしい。

【赤嶺委員】 それでよい。

【山田副委員長】 本件は全会一致には至らなかったのが現状のとおりとすることでどうか。

全 員 了 承

(9) 代表者会・全員協議会の会議録インターネット公開

【山田副委員長】 (9)については、過去に本委員会以外でも協議をしてきた経過があるため、事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 代表者会・全員協議会については、地方自治法第100条第12項で位置付けている組織ではないため、公開していない。また、全員協議会は会議録を作成していない。本件はこれまでも複数回協議が行われてきたが、その際も一致はしていなかったと思う。過去にあった議員からの意見としては、議会という組織としては、公開の場の前に打ち合わせや調整等を行う組織が必要である。代表者会を公開するのであれば、その前に打ち合わせの機会等を設けることになるのではないかと等があり、その結果合意されずに現在に至っている。

【石田委員】 全員協議会は公開の必要性を感じていないが、代表者会については必要だと思う。

【小田委員】 代表者会は代表者が集まり、公開でないからこそできる調整を行っている。大和市議会において非公式の場は少なく、さまざまなことをオープンにしていくべきだと思うが、代表者会は政治の場という意味もあり、公開するのにはそぐわないのではないか。

【高久委員】 代表者会は記録を残しているのか。

【事務局次長】 要点筆記で記録をした会議録を保有している。

【山田副委員長】 要望があれば閲覧可能か。

【事務局次長】 情報公開条例にのっとって対応することが代表者会で合意

されているため、公開請求に応じて公開することは可能である。

【高久委員】 さまざまな議題があり、公開しない部分があることは理解するが、それは例えば休憩を取るなどで対応すればよいのではないか。基本的には公開していく方向で対応できるのではないか。

【石田委員】 代表者会は議員報酬の金額なども話し合うのではないか。

【事務局次長】 市長の諮問機関である大和市特別職報酬等審議会で話し合われたことの報告を受ける場であり、その場で意見を出すという場ではない。議会基本条例に、議員報酬については第三者の目を入れて決める考え方で、大和市特別職報酬等審議会の答申で決めることがうたわれており、代表者会で決めることはない。

【石田委員】 本委員会の合意事項が代表者会に送られ、合意されなかった例はあったか。

【事務局次長】 本委員会での合意事項は、代表者会や議会運営委員会に送られて協議されることが決まっている。議会運営委員会に送られた合意事項については合意されなかった例がある。

【石田委員】 代表者会を公開するのであれば、その前に打ち合わせの機会等を設けることになる点は理解できるが、合意するか否かという議題については公開すべきだと思う。全てを公開するのはおかしいと思うが、整理すべきである。

【山崎委員】 現状で会議録は要点筆記で残っており、情報公開請求により見ることができるのか。

【事務局次長】 そのとおりである。市議会ホームページでの公開は情報提供に当たり、情報公開請求に応じることと、無条件に公開することは、環境として大きく異なると思う。

【山崎委員】 情報公開請求に応じるならば、現在会議録を公開していないとは言えないと思う。

【石田委員】 情報はハードルがいくつもあることで見る人が変わり、緊張感も異なる。インターネットで公開されているのと、請求がなければ公開されないのは大きく違う。合意するか否かという議題についてはすぐに確認できるよう公開すべきだと思う。

【山崎委員】 全て公開したほうがよいかというところでもないものもある。現在全く公開していないのであれば問題があると思うが、代表者会でどのように合意したかの経緯が知りたい方は、それなりに目的をもって閲覧するものであり、無制限に公開されているから閲覧するというものではないと思う。公開できているのであれば現状でよい。

【赤嶺委員】 これまでも本件は協議されてきたが合意できなかった。代表者会と全員協議会は議会の公式な会議ではないため、そもそも公開するものに当たらないということだが、やはり議会の重要な任務を担う組織であり、協議を行う場であるので、その情報について市民がいつでもどこでもアクセスできることは重要であると思う。以前の協議の説明の中で、代表者会を公

開すると、代表者会の前に行う代表者会のような組織ができてそれが公開されないなら意味がないという発言があり、私もその協議の場にいた。私も全ての協議を公開してほしいと言っているわけではなく、会派間の調整や審査にかかわる意見交換等があることは理解している。代表者会を公開したらすぐにそうした組織ができるとは思わない。全てを公開するのではなく、休憩を取るなど、公開にそぐわないものは公開しないという選択肢もあってよいと思う。ただし、原則は公開すべきだと思う。

【山田副委員長】 本件は全会一致には至らなかったのが現状のとおりとすることでしょうか。

全 員 了 承

2 その他

【山田副委員長】 皆さんからなければ、事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 次回、第 19 回の本委員会の日程については、4月 19 日（水）午後 2 時からである。協議事項は番号 81「市民参加型の議会改革検討協議会の実施（但し、採決は議員のみ）」と番号 82「議員控え室を会派執務室に変更」と、番号 83「I T 機器の積極活用（会派に 2 台のパソコン貸与では時代にそぐわない）」と、先送りをしていた、番号 11「こども議会、おとな議会等の実施」と、番号 12「【その他】子ども議会の開催（たとえば、各学校の代表による議会。決議をして、市議会に提言）」と、第 15 回の本委員会で提案があった番号 85「議会基本条例の検証を行う組織の設置について」の 6 件について協議をお願いするものである。

【山田副委員長】 各会派内で次回までに意見をまとめてきていただくために、提案会派から協議事項の説明をお願いしたい。

【赤嶺委員】 番号 81「市民参加型の議会改革検討協議会の実施（但し、採決は議員のみ）」は、市民が委員として議会改革の協議に参加をするということである。しかし、市民は選挙により選ばれた方ではないので、決定は議員のみで行うということである。番号 82「議員控え室を会派執務室に変更」は、現在控室だからこそできないことがあると思う。控えている場ではなく仕事をする場に変更する必要があると思う。番号 83「I T 機器の積極活用（会派に 2 台のパソコン貸与では時代にそぐわない）」は、過去の協議の中でも話をしたが、控室や議員が活用する設備により積極的に I T 機器を導入する必要があると思っている。現状各会派に 2 台のパソコンがあるが、1 人 1 台もしくはタブレットでもよいと思う。また、それらの活用に必要な W i - F i や無線 LAN の環境整備などをする必要があると思う。番号 11「こども議会、おとな議会等の実施」は、子供に議会を体験してもらい、議会機能について理解してもらい、議会機能のアピールにつなげるというメリットがあると思う。番号 85「議会基本条例の検証を行う組織の設置について」は、本委員会中に

提案したため、補足説明はない。

【小田委員】 番号12「【その他】子ども議会の開催（たとえば、各学校の代表による議会。決議をして、市議会に提言）」は記載のとおりである。

【山田副委員長】 説明は以上である。各会派で意見をまとめていただき、次回、出席願いたい。次回の協議事項について何かあるか。

【石田委員】 明るいまらい大和に質問する。会派執務室に変更するメリットは何か。

【赤嶺委員】 控室であるために必要最低限の物しか置くことができない。そこを拠点に仕事ができる環境にできないかということである。名称の変更のみでも印象が違ふ。

【山田副委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後4時22分 閉会